

令和2年2月3日・3月16日開催（中止）

# 東京都青少年健全育成協力員報告会

報告会資料

東京都都民安全推進本部  
総合推進部都民安全推進課

## 目 次

協力員による環境改善活動状況について（資料1）	1
要調査店舗の立入調査状況について（資料2）	2
不健全図書類 分類・確認項目 早見表（資料3）	3
令和元年度における条例の適用状況（資料4）	4
様式1 記載方法の注意点について	5
東京都青少年健全育成協力員設置要領	6

■東京都青少年健全育成協力員（以下「協力員」という。）による環境改善活動状況  
（平成31年4月～令和元年12月末累計）

単位：（延べ店舗数）

販売等 状況 業態別	不健全指定図書類						表示図書類					
	有 (1)				無	不明	有 (202)				無	不明
	包装		区分陳列				包装※		区分陳列			
	良い	悪い	良い	悪い	良い	悪い	良い	悪い				
本	1	0	1	0	2,269	0	141	7	142	6	2,122	0
ビデオ	0	0	0	0	92	0	0	0	42	1	49	0
ゲーム	0	0	0	0	20	0	0	0	10	1	9	0
合計	1	0	1	0	2,381	0	141	7	194	8	2,180	0

販売等 状況 業態別	小口シール止め誌				青少年制限掲示			
	有 (478)		無	不明	標記図書有の場合 (582)		不明	特に問題なし
	区分陳列 良い	区分陳列 悪い			掲示有	掲示無		
	良い	悪い						
本	467	6	1,797	0	517	10	0	1,743
ビデオ	4	0	88	0	43	1	0	48
ゲーム	1	0	19	0	10	1	0	9
合計	472	6	1,904	0	570	12	0	1,800

令和元年 12月末協 力員数 (人)	活動証明 書発行部 数(部)	延べ調査 店舗数 (店)
852	0	2,382

※ 映像ソフト・ゲームソフト専門店等は含まない。

## 資料2

### ■要調査店舗の立入調査状況について (平成31年4月から令和元年12月まで)

#### ○ 協力員の通報・報告に基づく、不健全指定図書類に関する立入調査状況

	要調査店舗計	立入調査実施件数	該当図書有		該当図書無し
			適切	不適切	
通報（※1）	0	0	0	0	0
報告（※2）	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

※1 指定図書類が包装又は区分陳列されていない場合の電話による通報

※2 指定図書類が包装又は区分陳列されていない場合の書面による報告

#### ○ 職員による立入調査実施状況

(協力員の通報・報告による要調査店舗の立入調査も含む)

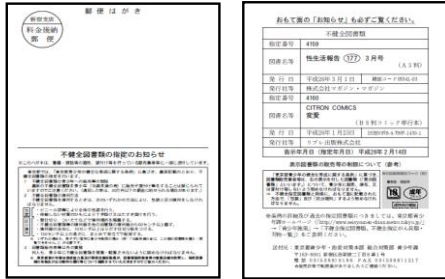




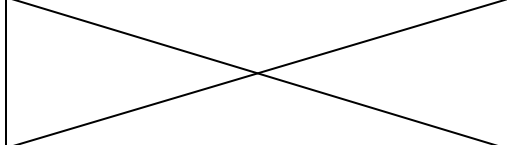
種別	立入調査店舗数	包装、区分陳列、青少年制限掲示及び監視状況						
		指定図書		表示図書		小ロシール止め誌		不健全図書類がない店舗
		適切	不適切	適切	不適切	配慮有	配慮無	
書店等（※3）	237	0	58	20	16	18	7	135
映像ソフト・ゲームソフト専門店（※4）	77	/	/	31	21	3	0	24
計	314	0	58	51	37	21	7	159

※3 新刊書店、古書店・貸本店、コンビニ等

※4 映像ソフト店、ゲームソフト専門店、量販店等

# 不健全図書類 分類・確認項目 早見表

●図書類とは？→ 『書籍、雑誌、DVD、家庭用ゲームソフト等』 である。

	指定図書類	表示図書類	成年向けと思われる 図書類 (小口シール止め誌)
定義	<p>● <b>都が不健全な図書類として、『指定』したもの</b> (「指定通知はがき」に記載されているもの)</p> 	<p>● <b>出版社等が、青少年が閲覧し、または観覧することが適当でない旨の『表示』をしたもの</b></p> <p>【表示例】</p> <p>○雑誌 → </p> <p>○ビデオ・DVD → </p> <p>○家庭用ゲームソフト → </p>	<p>● 『指定』図書類、または『表示』図書類以外の</p> <p><b>シール止め雑誌</b> 小口部分を青い半透明のシールで2箇所シールどめし、青少年が容易に閲覧できない措置がされたもの</p> 
包装の可否ポイント	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>ビニール、紙などにより指定図書類または表示図書類の全体の包装</b>を行っているか</li> <li>(2) <b>伸縮しない材質のひもにより、十字掛けまたはたすき掛け</b>を指定図書類等に行っているか</li> <li>(3) 上記(1)および(2)以外で、指定図書類等を<b>容易に閲覧できない方法</b>を行っているか</li> </ol>		
区分陳列の可否ポイント	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>間仕切り、ついたて等により陳列場所を隔離</b>しているか</li> <li>(2) <b>一般図書類などを陳列する棚から60cm以上離れた独立棚に陳列</b>しているか</li> <li>(3) <b>10cm以上張り出した仕切り板を設置</b>して、仕切り板と仕切り板の間に陳列しているか</li> <li>(4) <b>高所(150cm以上)の高さにまとめて背表紙が見えるようにし、まとめて陳列</b>しているか</li> <li>(5) 上記(1)～(4)には該当しないが、<b>青少年が容易に閲覧または購入できない状況</b>になっているか (例:レジ等から直近の場所で、店員が容易に見渡せる場所に、不健全図書類を陳列するなど)</li> </ol>		
その他注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原則として、<b>コンビニエンスストア</b>では、自主規制により、<b>指定図書類および表示図書類は陳列していない。</b> ⇒コンビニエンスストアに陳列されている不健全図書類は、上記「成年向けと思われる図書類(シールどめ雑誌)」。</li> <li>※<b>コンビニエンスストア大手3社(セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン)は、2019年9月以降、原則として「成人向け雑誌」の取扱いを中止している。→販売されている場合は、図書名・出版社名を報告する。</b></li> <li>(2) 小口シール止め誌は本のみ。DVD付き雑誌の種別は、「本」として報告する。</li> <li>(3) 販売店に対して「<b>指導</b>」は<b>決して行わない</b>(トラブル等を回避するため)。</li> </ol>		

## 令和元年度における条例の適用状況





指定 番号	図 書 名	発 行 業 者	告示番号 告示年月日
1	4289 ウォー！コミックス87 ピアスシリーズ549 性の劇薬 平成31年3月5日発行	株式会社コンボジラ	東京都告示第690号 平成31年4月19日
2	4290 BAMBOO COMICS REIJIN uno! ノンケ童貞の俺がピッチ上司に食われた話 平成31年4月19日発行	株式会社竹書房	東京都告示第39号 令和元年5月17日
3	4291 DAITO COMICS BLシリーズ 愛欲ラッキーホール 令和元年5月4日発行	株式会社秋水社	東京都告示第127号 令和元年6月14日
4	4292 DAISY COMICS ごちそうさま、ヴァージンチェリー 令和元年6月30日発行	株式会社英和出版社	東京都告示第220号 令和元年7月12日
5	4293 G-Lish Comics PLAYMATE 令和元年6月30日発行	株式会社Jパブリッシング	
6	4294 equal collection お兄ちゃんは女装がお好き！？ 令和元年8月1日発行	株式会社笠倉出版社	東京都告示第292号 令和元年8月9日
7	4295 H&C Comics ihr HertZ Series 270 fill the cream donut 令和元年8月15日発行	株式会社大洋図書	東京都告示第472号 令和元年9月19日
8	4296 SPコミックス 彼女と僕のいえない秘密 令和元年8月16日発行	株式会社リイド社	
9	4297 ジュネットコミックス370 ピアスシリーズ562 いくいく！淫魔ちゃん 令和元年9月5日発行	ジュネット株式会社	東京都告示第603号 令和元年10月18日
10	4298 【YKコミックス】 ヴィーナスカント 令和元年11月11日発行	株式会社少年画報社	東京都告示第714号 令和元年11月15日
11	4299 Charles Comics No.096 俺の彼氏に開発されすぎて、困ってます。 令和元年10月15日発行	株式会社メディアソフト	東京都告示第714号 令和元年11月15日
12	4300 BAMBOO COMICS [Qpa Collection] バカにつける薬がない！ 令和元年11月29日発行	株式会社竹書房	東京都告示第830号 令和元年12月13日
13	4301 SPコミックス 最高にトロけた本気でホントの話 令和元年12月14日発行	株式会社リイド社	東京都告示第49号 令和2年1月17日
14	4302 cultcomics PLACEBO collection やましい恋のはじめかた 令和元年12月5日発行	株式会社笠倉出版社	
15	4303 cultcomics PLACEBO collection やましい恋のはじめかた 初回限定版 令和元年12月5日発行	株式会社笠倉出版社	

記入例 《同一店舗で本、DVD等を扱っている場合》

同一の報告書で報告できます





悪い例

環境改善活動報告書（不健全図書類調査）

区市町村名	新宿 区				担当地区名	西新宿 地区						
協力員番号	04421	4	2	2	1	氏名	健全育男					
※同行された協力員⇒（番号： 04222）						氏名	東京 守		令和元年 6月 1日調査			
店舗名・住所 ×1つの報告に対し、種別を複数マークしている		種別 ※1	①不健全指定図書類（毎月お届けする葉書の図書類） ※2				②表示図書類（例）    			③小口シール止め誌 ※3		④青少年制限揭示 ※4
			有無	指番号	包装紐掛	区分陳列	有無	包装紐掛	区分陳列	有無	区分陳列	
(住所) ※町名から記載ください。 西新宿2-8-3		本	有				有	良い	良い	有	良い	掲出有
(店舗名) 網屋 西新宿店		DVD・ビデオ			良い	良い	有	良い	良い	有	良い	掲出有
		ゲーム	無		悪い	悪い	無	悪い	悪い	無	悪い	掲出無

良い例

同一店舗内で、雑誌、DVD・ビデオ、ゲームを扱っている場合は、各々の調査事項に分けて記載

店舗名・住所		種別 ※1	①不健全指定図書類（毎月お届けする葉書の図書類） ※2				②表示図書類（例）    			③小口シール止め誌 ※3		④青少年制限揭示 ※4
(住所) ※町名から記載ください。 西新宿2-8-3			本	有				有	良い	良い	有	良い
(店舗名) 網屋 西新宿店		DVD・ビデオ			良い	良い	有	良い	良い	有	良い	掲出有
		ゲーム	無		悪い	悪い	無	悪い	悪い	無	悪い	掲出無

住所及び店舗名は2段目以降は「同上」又は「〃」でも可





「青少年制限揭示」が分かりにくい場合は、店内の様子を御記入ください。また、気になる点がございましたら、

(住所) ※町名から記載ください。 西新宿2-8-3		本	有				有	良い	良い	有	良い	掲出有
(店舗名) 網屋 西新宿店		DVD・ビデオ			良い	良い	有	良い	良い	有	良い	掲出有
		ゲーム	無		悪い	悪い	無	悪い	悪い	無	悪い	掲出無

「区分陳列」及び「青少年制限揭示」が分かりにくい場合は、店内の様子を御記入ください。また、気になる点がございましたら、併せて御記入ください。

記入例 《コンビニエンスストアでシール止め誌がある場合》

良い例

店舗名・住所		種別 ※1	①不健全指定図書類（毎月お届けする葉書の図書類） ※2				②表示図書類（例）    			③小口シール止め誌 ※3		④青少年制限揭示 ※4
(住所) ※町名から記載ください。 西新宿2-8-3			本	有				有	良い	良い	有	良い
(店舗名) 〇〇〇 西新宿店		DVD・ビデオ			良い	良い	有	良い	良い	有	良い	掲出有
		ゲーム	無		悪い	悪い	無	悪い	悪い	無	悪い	掲出無

「区分陳列」及び「青少年制限揭示」が分かりにくい場合は、店内の様子を御記入ください。また、気になる点がございましたら、併せて御記入ください。

図書名：〇〇〇（出版社名：××）

図書名・出版社名を記載してください。

## 東京都青少年健全育成協力員設置要領

平成16年 5月13日 16生都参青第 82号決定  
平成17年 7月19日 17生都参青第207号決定  
平成18年 3月 6日 17青 青 総第459号決定  
平成19年 4月 2日 19青 総 青第 21号決定  
平成19年12月25日 19青 総 青第632号決定  
平成21年10月27日 21青 総 青第523号決定  
平成31年 3月25日 30青 総 総第782号決定

### (目 的)

第1条 この要領は、都民の協力を得て、東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下「条例」という。）第9条及び第9条の2の規定による指定図書類及び表示図書類（以下「指定図書類等」という。）の陳列がより適切に行われるように、条例第9条の4の規定に基づき、東京都青少年健全育成協力員（以下「協力員」という。）を設置し、その制度の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (地 域)

第2条 協力員を配置する地域は、原則として東京都（以下「都」という。）全域とする。

### (業 務)

第3条 協力員は、都の青少年健全育成施策に関する民間の協力者として、次の業務を行う。

(1) 新刊書店、古書店・貸本店、コンビニエンスストア、ビデオソフト店、レンタルビデオソフト店、ゲームソフト店等（以下「販売店等」という。）において、条例及び規則に定めるところにより、指定図書類等が包装され、かつ、他の図書類（条例第2条第2号に定義する図書類をいう。）と明確に区分して陳列されているかを調査し、その結果を都に報告する。

(2) 都が行う研修会及び報告会に出席する。

2 協力員は、前項第1号の調査にあたって、区市町村又は地域で青少年の健全育成活動や非行防止・犯罪防止活動を行う団体等（以下「団体」という。）の構成員の中から、当該協力員とともに調査活動を行う者（以下「環境改善活動員」という。）を指名し、その育成指導に努め、連携して調査活動を行うことができるものとする。

3 協力員及び環境改善活動員は、第1項第1号の調査にあたって、販売店等



に対する是正指示又はこれに類する行為を行ってはならない。

(協力員の数)

第4条 協力員はおおむね、1,000人とする。

(資格要件)

第5条 協力員は、都内に居住する年齢20歳以上の者で、本制度の主旨を理解し本要領第3条第1項に掲げる業務に協力することができる者であり、かつ区市町村又は団体から推薦があった者とする。

2 環境改善活動員は、都内に居住する年齢20歳以上の者で、本制度の主旨を理解し都及び協力員に協力することができる者であり、かつ団体に所属する者とする。

(委嘱)

第6条 東京都知事(以下「知事」という。)は、前条により推薦のあった者の中から、協力員を委嘱する。

2 協力員の委嘱は、委嘱状(別記様式1)を交付して行うものとする。

(環境改善活動証明書の交付)

第7条 都は、環境改善活動員が協力員と連携して調査活動を行う場合、協力員の申請に基づき環境改善活動証明書(別記様式2、以下「証明書」という。)を発行し交付するものとする。

なお、証明書の有効期間は、環境改善活動証明書の交付申請を行った協力員の委嘱期間とする。

2 調査活動に際して、環境改善活動員は前項の証明書を所携し、必要に応じ調査の相手方に示すことができる。

(委嘱の期間)

第8条 協力員の委嘱期間は、委嘱状交付の日の属する年度の次の年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、協力員の任期途中での交代、又は増員により委嘱された協力員の委嘱期間は、前項に定める前任者又は現任者の委嘱期間の残余期間とする。

(委嘱の取り消し)

第9条 協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 第5条により当該協力員を推薦した区市町村又は団体の活動地域の外に転出したとき。
- (2) 職務の遂行ができなくなったとき。
- (3) 辞退の申出があったとき。
- (4) その他、知事が委嘱を取り消す必要があると認めたとき。

(証明書交付の取り消し)

第10条 環境改善活動員が所属する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、証明書の交付を取り消すものとする。

- (1) 当該団体が廃止又は変更となったとき。
- (2) その他、知事が交付を取り消す必要があると認めたとき。

(報酬)

第11条 協力員及び環境改善活動員は無報酬とする。

(活動経費)

第12条 活動経費は、本要領第3条第1項第1号に掲げる活動を行った協力員に対し別に定める支払い基準により支払う。

(研修会等)

第13条 都は、協力員が調査に必要な知識を深めるための研修会及び報告会を開催する。

(事務局)

第14条 協力員に関する事務は、都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課において処理する。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、協力員制度の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。